

○茨城県金属くず取扱業に関する条例施行規則

昭和32年5月17日

公安委員会規則第3号

[沿革] 昭和35年10月公安委員会規則第6号、41年10月第7号、43年2月第2号、平成11年6月第4号、24年7月第8号、30年4月第6号、令和3年2月第2号改正

茨城県金属くず取扱業に関する条例施行規則を次のように定める。

茨城県金属くず取扱業に関する条例施行規則

(申請及び届出の一般的手続)

第1条 茨城県金属くず取扱業に関する条例（昭和32年茨城県条例第3号。以下「条例」という。）及びこの規則の規定による茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する申請書及び届書の提出その他の手続は、特に規定するものを除き、営業所の所在地（行商の場合は、住所又は居所。県内に住所又は居所を有しない場合は、主たる営業地。以下同じ。）の所轄警察署長を経由してしなければならない。

2 前項の書類は、別に定めのない限り、正副2通とする。

(金属くず商の許可申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により金属くず商の許可を受けようとするときは、金属くず商許可申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 申請者（法人の場合は、その業務を行う役員）の履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）
- (2) 申請者が法人である場合は、その登記簿謄本
- (3) 営業所の管理者を定めるときは、その者の履歴書及び住民票の写し

第3条 削除

(許可証の再交付申請)

第4条 条例第7条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、金属くず商許可証・金属くず行商届出済証再交付申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。損傷による再交付申請の場合は、その許可証を添えなければならない。

(許可証の書換申請)

第5条 条例第7条第4項の規定により許可証の書換えを受けようとするときは、金属くず商許可証・金属くず行商届出済証書換申請書（別記様式第3号）に、その許可証を添えて提出しなければならない。

(許可証の返納)

第6条 条例第8条の規定により許可証の返納をするときは、金属くず商許可証・金属くず行商届出済証返納届（別記様式第4号）にその許可証を添えて返納しなければならない。

(金属くず行商の届出)

第7条 条例第19条の規定により金属くず行商の届出をするときは、金属くず行商届（別記様式第5号）に第2条各号の書類（履歴書を除く。）及び写真（届出前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2葉を添えて提出しなければならない。

(届出済証の更新)

第8条 条例第21条第2項の規定により金属くず行商届出済証（以下「届出済証」という。）の更新を受けようとするときは、金属くず行商届出済証更新申請書（別記様式第6号）を有効期間満了の15日前までに前条に規定する写真2葉を添えて提出しなければならない。

(届出済証の再交付申請書等)

第8条の2 第4条から第6条までの規定は、届出済証に準用する。ただし、届出済証の再交付申請にあつては第7条に規定する写真2葉を添えるものとする。

(許可証及び届出済証の様式)

第9条 条例第7条第1項の許可証は金属くず商許可証（別記様式第7号）、条例第21条第1項の届出済証は金属くず行商届出済証（別記様式第8号）とする。

(許可の表示)

第10条 条例第9条の規定による許可の表示は、別記様式第9号の表示札によるものとする。

(相手方確認の方法)

第11条 条例第12条の規定により金属くず商が相手方を確認する場合には、直接にその相手方の住所及び氏名を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りるものの提示を受けてしなければならない。

2 前項の規定は、金属くず商が相手の身元を知りつしているとき、又は警察官の承認のあるときは、適用しない。

(帳簿の整備)

第12条 条例第13条第1項の規定（第23条において準用する場合を含む。）により、金属くず商の備える帳簿は受払台帳（金属くず商）（別記様式第10号）、金属くず行商の備える帳簿は受払台帳（金属くず行商）（別記様式第10号の2）とする。

前項の帳簿を新調しようとするときは、その帳簿の紙数を明記し、所轄警察署長に提出して、その検印を受けなければならない。

3 条例第13条第4項の規定による従業者名簿は、別記様式第11号によるものとする。

(差止め)

第13条 条例第15条の規定による差止めは、相当の理由を疎明した金属くず差止書 (別記様式第12号) の交付によりしなければならない。

- 2 前項の場合には、差止期間をできる限り短縮し、期間中においてもその目的を達したときは、速やかに差止めの解除をしなければならない。
- 3 第1項の差止書を交付された金属くず商は、保管請書 (別記様式第13号) を提出しなければならない。
- 4 前項の保管請書は、差止解除があった場合及び差止期間が満了した場合には返還しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、昭和32年6月1日から施行する。
- 2 茨城県公安委員会聴聞規則 (昭和30年茨城県公安委員会規則第28号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則 (昭和35年10月5日公安委員会規則第6号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後においても、なお従前の様式による用紙が残存している限り、これを使用してもさしつかえないものとする。

付 則 (昭和41年10月7日公安委員会規則第7号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付した許可証は、この規則の施行の日以後においても、なお効力を有する。
- 3 従前の様式による本札は、この規則の施行の日から6月間は、なお使用することができる。
- 4 この規則の施行の日以後においても、なお従前の様式による許可証が残存している場合は、これを使用することができる。

附 則 (昭和43年2月15日公安委員会規則第2号抄)

この規則は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成11年6月14日公安委員会規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の茨城県金属くず取扱業に関する条例施行規則〔中略〕に規定する様式による書面については、改正後の茨城県金属くず取扱業に関する条例施行規則〔中略〕に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則 （平成24年7月9日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 （平成30年4月19日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和3年2月12日公安委員会規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

< 様式略 >